## デジタル市場競争会議ワーキンググループの開催について

令 和 元 年 10 月 4 日 デジタル市場競争会議決定

- 1. デジタル市場に関する特有の課題について、現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めていくため、デジタル市場競争会議の決定に基づき、デジタル市場競争会議ワーキンググループ (以下「ワーキンググループ」という。)を開催する。
- 2. ワーキンググループの構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
  - 座 長 構成員のうちからデジタル市場競争会議議長が指名 する者
  - 構成員 デジタル市場に関し優れた識見を有する者のうちか らデジタル市場競争会議議長が指名する者
- 3. ワーキンググループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房デジタル市場競争本部事務局において処理する。
- 4. 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。